

堺市社会的養育推進計画 第4回懇話会

日 時：令和6年10月2日（水）10:00～12:00

場 所：堺市役所 本館地下1階 多目的室

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長の立道でございます。よろしくお願ひいたします。最初に、本日配布の資料等について確認をいたします。

※ 資料等説明

資料等はすべてそろっておりますでしょうか。この懇話会は、懇話会要綱 第6項に基づき、公開となっておりますのでよろしくお願ひします。現在、2名の傍聴者がいらっしゃいます。本日の会議内容は、会議録作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のHPへ公開させていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、これ以降の進行は伊藤座長にお願いいたします。

○伊藤座長 本日も朝早くからお集まりいただきありがとうございます。それでは、議事の方に入っていきたいと思うんですが、先ほど司会からもご説明ありましたけれど、今日は、議事が1つ「堺市社会的養育推進計画案」について皆さんと議論していきたいと思いますが、議事は1つなんですねけれど、非常に内容が膨大になっておりますので、大きく3つに分けて説明していただきて進めていきたいと思います。円滑な議事の進行にご協力いただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。それではまず1つ目の計画案の構成について事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

○事務局 第1章 第2章 (説明)

○伊藤座長 今のところまでの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等ご発言をお願いしたいと思います。全体像というか構成についてのご説明でしたので。

○事務局 細かい部分については、また2回目3回目で説明させていただきます。

○神田委員 本文と別冊は一体ものなので、パブコメも全部を見ていただくということですね。見出しのところで、前計画は見出しに検討する項目が全部入っていたんですが、

今回の新計画は組立が変わるので、見出しとしてはこういう形になるんですね。そうすると見出しに先に目が行く市民の方も多いと思うので、何を計画したかという項目がここに出てこないので、残念です。ですので、もし可能ならば見出しの第3章の策定項目ごとの取組方針に、1から10まで小見出しみたいに項目を入れれば、何が載っているのか何を検討したのかっていう中身が見出しを見ただけでわかると思います。

○事務局 表紙の裏の目次、第1章の第4節に「策定項目」っていうのがあるんですけれども、この下のところに入れることを検討します。

○神田委員 ここに全部入れると、取組方向みたいのが出てこないけども、でも、1章の4節に入れる方が目次としては正しいんでしょうね。それはどちらでも結構です。

○伊藤座長 そういう報告は目次の書きぶりの問題だと思うんです。今、目次が節までしか書いてないので、その節の下に項をつけて、節だけのもあるだろうけど。例えば第1章だったら第1節、2節、3節は、節だけなんんですけど、第4節もこれ箇条書きなので、文章がついてるわけじゃないから、第1章はこれでいいかなと思うんですけども、例えば、第2章第1節「前計画の取組結果と分析等」で、1番家庭養育優先原則の現状、2当事者である子どもの権利擁護等項の見出しを全部つけてとか、いわゆる目次を見ただけで、どこに何が書いてあるかがわかって、市民の方がパブコメするときに、自分の興味のある項目からページをくって見れるようにした方が親切かなと私も思いましたので、目次が1ページで収まらなくなりますけれども、項立てを全部変えていったらどうでしょうか。2章以降。

○事務局 検討させていただきます。

○伊藤座長 それでは策定項目が10項目あるんですけど、そのうちの1番から5番までのところについて、事務局の方からご説明よろしくお願いします。

○第3章 計画の方向性 第1節、第2節 1~5 (説明)

○伊藤座長 1番から5番まで結構多岐に渡るんですけど、委員の皆様からただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問ご意見等ご発言をお願いしたいと思います。順番通りじゃなくても構いません、コメントしたいところからで大丈夫です。

○神田委員 項目によってすごく丁寧に書いている内容と、シンプルな内容とばらつきもある、やむを得ないところもあると思うんですけど、6ページのサポートプランが、

新しく始まった取組なので、すごく丁寧に書いておられると思うんです。それに引き換えて、次の（2）の家庭支援事業の①のところは、「6事業中4事業実施済み」というのが、読んだ方にはこの事業が何を指すのかがわからないので、ここはもう一度事業名を挙げてもらう方がいいと思います。それから下の児童家庭支援センターですけれど、こども家庭支援体制の中なので、このような書きぶりになると思うんですけど、児童家庭支援センターが家庭相談のことも研修とかも含めてやっているのとあわせて、里親への支援の取組とか、堺市の施設のこどもたちのアフターケアの取組とか、幅広くやってるんですね。ですので、ここに全部書くのはおかしいと思うのはわかっているんですけど、児童家庭支援センターが取組を幅広くやってることを堺市としての位置づけがよくわからなかったので、それはその相談家庭支援の取組も、里親支援の取組も、アフターケアの取組も、市としてこう位置づけて評価をしているのかというのが不明確なので教えてほしいと思います。それからもう1点だけ、7ページの大きな5の（1）の丸の2つ目、児童養護施設等については、2ヶ所程度の一時保護専用施設の設置を依頼します。ここだけ依頼するのはおかしいと思うので、検討するのか推薦するのか、言葉の修正をお願いしたいと思います。

○事務局 まず児童家庭支援センターの位置づけの説明です。児童福祉法上、児童家庭支援センターの位置づけというのは児童相談所を補完するということで位置づけがあるかと思います。堺市は地域が狭いので、例えば他府県、他都市と比べて、児童家庭支援センターが児童相談所のような役割を担ってたりとか、様々な土地柄によって業務というものが違うかというような認識を私自身持っております。堺市としてどのような位置づけをしているかというところでございますが、補完するというところが、児童相談所だけの業務を補完するというわけではなくて、堺市7区ございますが、保健センター業務であったりとか、子育て支援課の補完する業務であったりとか、そういったところのサブ的な役割で様々な業務をやっていただいているというところです。ですので、退所者のフォローであったりとか、ベビープログラムであるという要支援家庭の支援であったりとか、様々、国でも新しくメニューができてきたりしまして、今ではフードバンクを使った食事の支援とか、そういったところも補完的な役割ということでさせていただいているので、堺市としましては、そのメインというよりかは、様々なセクションのサポートというか、足らないところを行政じゃなくて、民間のそのフレキシブルさで補っていただいている。ですので、そこをどう書くかっていうのは、またご意見というかご助言いただければと思います。

○神田委員 里親支援とかアフターケアも取組を堺市としてそこは認めているというか評価をしているということでよろしいんですかね。

○伊藤座長 1つ目のご指摘の事業名のところは、6ページの「家庭支援事業」のところだけじゃなくて、例えば3番の「妊産婦等生活援助事業の取組」で「他事業で支援ができないか」っていうところの他事業って、例えば具体的にどういう事業で代替しようとしてるのかなとか、何か事業名を書いた方が親切かなというような箇所が何ヶ所かあったので見直しをお願いしたいと思います。あと、2つ目の児童家庭支援センターについてなんですかけれども、国からの策定要領で求められている項目の名前が「児童家庭支援センターの機能強化と設置促進」というところで、まずその機能強化の部分で、2つのポチで「在宅指導の措置委託、指導委託については引き続き検討します」っていうことなんですかけれども、こっちの指標を見ると令和6年度5世帯で、ずっと5世帯ぐらいを指導委託していきますみたいな感じなんですけど、何か指導委託について検討するっていうことだけであって、どういうふうに連携をして、児童家庭支援センターにどういう役割を期待しているのかっていうのが読み取りづらいとは思いました。今、神田委員からおっしゃってくださったように、児童家庭支援センターにいろんなことをやっていただいているので、堺市として児童家庭支援センターに期待している役割をもう少し具体的に書かれるといいかなというふうには思いました。何か機能強化に向けてのところが足してもらえるといいと思います。あと2番の「子ども家庭支援体制の構築に向けた取組」で、こども家庭センターとか、児童家庭支援センターとか何かいろんなセンター一名が出てきて、私たちは何かわかるんですけど、これパブコメ出すにあたって、一応用語集をつけてもらっているんですけど、わかりにくいかなという感じです。堺市こども家庭支援体制でも、「こども家庭センターは各区にあって」とか、「児童家庭支援センターっていうのは1個です」とか、何かその堺市のこの体制が、ビジュアライゼーションされると、図になっていると、子ども相談所っていうのはこういう位置づけでとか、どこがどこをバックアップするとか、どことどこが横の繋がりなのかとか、それこそ養護施設とか乳児院という名称も入れて、堺市の社会資源の一覧みたいなのがあると、図であるといいなとは思います。これ文章だけで全部読み解くのはなかなか頭の中に市民の方は絵を書けないんじゃないかなっていうのが気になりました。

○丸山委員 妊産婦さんへの支援のところが多分新しく加わったと思うんです。妊産婦等生活援助事業はまた検討していただくということだったと思うんですけど、私たちの母子施設はお母さん子どもが入所できるところなので、6ページのところにも「母子施設は子育て短期支援事業をもっと活用してね」みたいなことを書いてもらってるんですけど、やっぱり特定妊婦さんとかで、1人では子育てしていくのが不安だから、子どもを養育できないから、もう養護施設に預けるみたいな選択をしちゃうお母さんもいると思うんです。母子は子育て短期支援事業だけじゃなくって、特定妊婦さんも受け入れをさせてもらっているので、その辺も周知していただけると自分で子どもを育てたいっていうお母さんが増えていくのかなっていうのは感じます。

○事務局 母子生活支援施設の部分の周知でいうと、先ほど父子というような話も子ども家庭課の方で、母子よりか父子の考えが薄かったというような説明をさせていただきましたが、母子生活支援施設の周知という部分で、社会的養護における各区、子ども相談所のその認知度というか理解度というか、そういったところも今後は丸山委員のハピネスハーカの現状とかも教えていただきながら、広く皆さんに周知させていただく、わかつていただくということが大事かなというふうに思っていますので、今後実施していかなければと思っております。

○伊藤座長 この6ページの「母子生活支援の体制整備と活用促進」のところで、今おっしゃっていただいたようなところをポツ1つ増やして文章を追加してもいいのかなっていうのを思いました。あと今、事務局の方から説明があったのもいわゆる関係機関というか、支援者側の理解とか周知を促進するっていう内容だったと思うんですけども、それもとっても大事なんですけど、加えて今、丸山委員の方からも特定妊婦の方とか、地域で妊娠出産に関する困りを感じている人たちに、母子生活支援施設の役割とかこういう支援があるってことを知ってもらうための市民向けというか、支援が必要な人向けの広報とか啓発とか周知に向けた取組も必要なのかな、何かこちらの関係者側だけわかっていても市民の方が知らなかつたら、なかなかその情報が届かなかつたらなかなか利用に繋がらないかなと思うので、その辺りも活用促進という意味では、市民向けの広報とか周知も大事かなと、今、丸山委員のお話聞いてると思いました。ちょっとご検討いただけますでしょうか。

○中村委員 抽象的な話になってしまふんすけれども、5ページ目の「策定項目ごとの取組方針等」で「当事者である子どもの権利擁護の取組」って書かれていて、あの元々はその児童福祉法の1条のところに「子どもが権利の主体である」、そこがこう明記されたってことがすごく大事なことなんだよってことが言われていて、ただ、その中で子どもを権利の主体として対応するってことはどういう意味なのか、そのことの中で意見ちゃんと聞こうね、その中で最善の利益を図っていこうみたいなところあると思うんですけども、私も子どもの権利とその対人、子どもに対する援助と倫理って何なのっていうところを法的に解説してくれみたいなことを言われて研修をするわけすけども、「権利の主体である」ってことの具体的イメージすっごい説明しにくいんですね。例えば自分が関わっていた子どもでこういう失敗をして、この子の権利が図れてなかつたっていうことが後からわかつて、こんなことやっちゃいましたみたいなことを喋ってて、ようやく「あーそうだったのか」みたいな感じになるところがあって、だから権利擁護の取組で意見聞きます、意見表明を支援していきますってことはあるんですけども、その権利の主体であるっていうことが、具体的にどういうことなのか多分なかなか一般の方つてイメージしにくいんだろうな、そこら辺りってね、これ書いてくださいという意味で

はないんです。例えば、私もどうやって説明したもんかという中で、例えば民法の親権法の改正の経緯とかを簡単に説明したりとか、最近も 821 条だったかな、「子どもの能力とか年齢とかに応じて配慮していきましょう」、みたいなことが盛り込まれてますけれども、この「こどもを権利の主体としてちゃんと見なければならぬんですよ」というところを、どう具体的にイメージを持ってもらい、その一環としてこういった意見表明があるんですよっていうところがないと、あった方がいいのかなというふうに思いまして、ただ私としてもそこをどのように記載すればそこが具体的にイメージを持てるのかという案があるわけではなくて、自分としてもそこを具体イメージを持ってもらうためにそれこそ 1 時間ぐらいかけていろんなことを喋ってようやくなんとなくぼやつとしたイメージを持ってもらえるかなというところにしかできないので、なかなか難しいところではあるんですけど、そこも気になったところです。

○中村委員 難しいことを言ってるってことは重々承知はしておりますんですけど。

○事務局（課長） 確かに今年に入ってから子どもの権利擁護の取組とか意見表明をした後、その意見をどう取り扱うかっていうときに、我々自身もすごく悩んでいます。要は子どもの最善の利益を図りながら社会的養護という枠の中で、様々取り組んでるわけなんです。子どもの権利擁護部会を立ち上げて、出てきた意見っていうのをどのようにどう取り扱うのかっていうのがすごく難しいなって、その時にはやはり中村委員おっしゃったように、子どもの権利っていうのがそもそも何なのかっていうところ、僕らの理解をもっともっと具体的な形で深めていかないといけないなっていうのを痛感しているところであります。それをどう広く一般の方も含めて周知していくのかって、非常に難しい課題だなと思いながら、まず我々の中にそれをちゃんと消化していかないといけないなっていうのが、今、我々思ってる感じのところです。

○伊藤座長 こここの当事者である子どもの権利擁護の取組のところ、すごくたくさん項目立てして書いていただいているんですけど、なんか文章量が多いわりに、どうしても内容的に抽象的だなっていう印象は他と比べてあります。サポートプランのところ具体的やけど、他は抽象的っていうような、そのバランスは確かに気になって、例えば、(1) の「こどもへの意見聴取等措置の取組」のところで、「措置中のこどもに対して毎年の訪問調査等」でって書いてあると、措置中のこどもって 1 回しか訪問されないんだって市民の方思うかなとか、そんなことないですよね。もっと子ども相談所から行ったりするので、そういうことも書いた方が年 1 回しか行かないんだみたいなふうに誤解される。もう少し「定期的に訪問して、里親家庭とか施設で何か困っていることないかとか。子どもの声をちゃんと聞きます」とか、「聞いていることが継続します」とか。あと措置するときの意見聴取ですよね。子どもの意向を尊重しつつあると

思うんですけど、例えば「権利ノートを使って説明をします」みたいなところとか。書いてもいいのでは。

○事務局 アンケートの部分で言い漏れたんですけど、権利ノートは、施設の方でも年1回必ず説明していることを聞いています。権利ノートについて子どもにアンケートをしたら知ってるという割合が非常に低くて、ノートで、書かれてる内容についてはご理解していただくというところの取組っていうのはしていかなければならない。このアンケートについてはまた取るので、指標にはないですけれども、認知度等が上がるよう見ていきたい。

○伊藤座長 私ここ以外の複数の自治体の社会的養育推進計画の会議出させてもらっているんですけど、どこの自治体もそのアンケートとかヒアリングを施設の子どもと里親家庭の子どもにしますけど、どの自治体もおしなべて権利ノートに関する周知は低いです。権利ノート持ってるとか知ってるとか、読んでどう思ったみたいなところは、こちらが思ってるより何か理解されてないなっていうところはあったので、そこは何か入れておくといいかなと思いました。

○井上委員 今の権利ノートに関して言うと、子ども自体が施設で育っている場合、やっぱり大人(職員)に付いていってるというか、大人からの影響を一番受けているんで、ノートや文章的なものをもらうよりも、実際にこういうことをやってるよという、実態を見せてあげることが、より身についていくのかなという気がします。ですから正直、ノートという文章自体を理解するというのはかなり難しい。

○伊藤座長 職員と一緒に読み合わせをしたりするという。

○井上委員 読むだけではやっぱり身につかない。読むのは頭の中でわかってるとしても、やっぱりその辺が難しいなという感じはしています。ですから知らないんじゃない。ノートをもらったよね、でも中身はわからない。それと、まずこの意見表明権そのもの。これ一番大きな問題点、私どもも見てると、元々の施設の大舎制の施設とか大きい施設だと、いろんな人が実際子どもの意見を聞いてるんですね、ただ、これが小規模化になればなるほど、やはり意見表明は出てきにくい。子どもの意見っていうのを聞く職員がかえって少なく、ですからアドボケイトを。特にこの制度を入れる時には、里親さんとか小規模の施設とかそういう所に重点を置いて行く。今の流れは、まず施設行きましょうという考えがあるんですけど、施設はここに書かれてるように、第三者委員とか、いろんな訪問調査等も含めて、常に特に堺では子ども相談所のワーカーが常に来ていただいてることもあるんで、それほど心配はないのかな。逆に、どちらかというと小規模化

されたような施設の方がより大変な部分が出てくる。ファミリーホームも含めてですけどね。そういうところに関する何か記述があった方がいいのかなっていうふうに思っています。

○伊藤座長 別紙でつけていただいているアンケートの子どもたちの声、養護施設の子も里親家庭の子も、どちらも同じように普段一緒に生活して大人にいろいろ言えてるっていうところはある。ただそれでも言えないこととか、寄り添うこととかはあろうかと思いますし、やっぱり里親さんとかだと近すぎるから仲が良いからこそ言えないというか、小規模化もそうですけれども。閉鎖的になりやすいっていうところとか、里親さんとかファミリーホームで意見箱がないとかっていうところにも配慮して、「より積極的に意見表明等支援事業に移行推進していきます」っていうところは書き加えてもいいのかなとは思いました。別の自治体ですけど、ヒアリングに行かせていただいて、児童自立支援施設の夫婦小舎制のところと、里親家庭とかファミリーホームは生活のこととか学校のことは言いやすいけど、養育者に対する不満は言いにくっていうのは子どもたちはみんな言っている。例えば夫婦小舎とか里親家庭だと里父にこんな言われて嫌だったっていうことを里母に言ったら、自分の旦那さんのことだから気悪くするのではないかとか、夫婦小舎制でも寮長の悪口は言えないとか。何かそういうのは気にしてて。一方で施設職員だったら、職員同士の関係が夫婦ではないので、割と職員に「嫌だった」は言いやすい。何かそこのハードルはあるのかなとは思ったりして、その閉鎖的であるっていうところの配慮として、「積極的に意見表明等支援事業を入れていきたい」っていうことは書いてもいいのかなと思います。続いて項目の6番から10番についてまた事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局 計画の方向性 第2節 6～10 (説明)

○神田委員 6のところなんですが、(3)の「特別養子縁組の推進」のところの、先ほどご説明あった②の「民間あっせん機関との連携」で、民間の養子斡旋機関に行く赤ちゃんも増えてきて、連携の必要性を感じているので、ここを評価しています。民間あっせん機関とは、なかなか連携できていないんですね。民間団体とどんなふうに連携するのかという手法について疑問というか課題があるのをお聞きしたいのと、もう1点、子ども相談所内のアンケート調査っていうアンケートっていう表現は疑問です。細かいことなんですが、普通に調査でいいんじゃないかと思います。

○事務局 民間あっせん機関との連携の部分ですけれども、正直言いますとなかなか難しいです。いろんな民間あっせん機関から堺市にお住まいのご夫婦に子どもの委託の検討を考えているので、そのご夫婦が里親登録されていた場合は、その事前の調査が文書

で来ることがあります。そういったところでは子ども相談所は協力します。文章でのやりとりが中心になっているかなあと思います。あとは実際に堺市にお住まいのご夫婦で里親へ登録されているいないにかかわらず、堺市のご夫婦に養子縁組したことさんがある場合には文書で報告が来るっていう形になっていまして、それ報告を受けましたら、子ども相談所としても養親さんが同居児童届出書というものを各区役所に出す必要がありますので、報告を受けて、保健センターとか保健師と一緒に同行訪問をさせていただいて、その家庭の支援を行っています。実際の団体さんと直接文書以外でのやりとりっていうところが発生してるかっていうと発生していないんですけども、難しいケースであったりとかは、連携が必要かなというふうには思っていますので、今後、そういうところも強化していかなければなというふうに思っています。

○神田委員 逆に堺市の赤ちゃんが他府県の夫婦に行くっていうときは、その連絡は他府県には依頼が行くけど、堺市側には連絡はこないんですね。

○事務局 堺市の子ども相談所が把握するっていう仕組みにはなっていません。地域の保健センターで、妊娠届が出て特別養子縁組を考えてるっていうところで、保健センターとしてどこに行ったのかっていう後を追う仕組もあります。たまに子ども相談所に相談が来るんですけど、子ども相談所がそこに関与するかっていう仕組みにはなっていないのが現状です。アンケートは文言修正させていただきます。

○伊藤座長 あとは子ども相談所内で調査について、里親委託の検討対象とこれ多分伊藤が発言したもので、子ども相談所として、本当は里親さんに委託したかったけれども、里親委託が望ましいと思ったが、里親さんが見つからないという理由で施設に措置した子はどうぞぐらいいますかっていうのをケースワーカーさんに調査をして、その子はどういう子どもだったのか、中高生が多いのかとか幼児が多いのかとか、どういう条件でどうなったのかっていうのを検討してほしいという趣旨だったので、何か調査だけじゃなくて調査検証というか分析みたいなことをするんだっていうことが、ここに含まれるといいなと思いました。単純に実態調査みたいなアンケートではないので。

○中村委員 特別養子のところで、これを盛り込んでくださいとかいうことではなくて、私自身も悩み相談というのか、堺どうなってますかってことなんんですけど、児相長申立てで特別養子の適格者審判承認出るじゃないですか。その後、承認得られたけれども、なかなかなり手が見つからなくて、2段階目の申し立てに難渋したみたいなこととかお有りなんですか。

○事務局 堺市の実情としてはないです。ただ他の自治体でそういったケースがあるっ

ていうのを伝え聞いておりまして、なかなか第1段階第2段階の仕組上、そういうことが起こり得るのかな。第1段階が成立してから半年以内に第2段階を申立てないといけないっていうところの期限がありますし、第1段階通るかどうかわからないのに、養親さんに委託するっていうのが子ども相談所としてもチャレンジ的なことにはなるので、ケースによってそういったことが発生しているっていうのは他の自治体で聞いています。

○中村委員 実際私が関わったケースで、もう半年経ちそうなんだけどなかなかめどが立たないっていう話を聞いたり、実際もう、期限が切れてしまって2回目の申立てをせざるを得なくなったりした場合に、なかなか意識は高まっていて児相長申立てでやるぞということになるんですけども、その後がなかなかついてこないって言い方がおかしいのかもしれませんけれども、一方で、里親審査会に出ると養子縁組希望の方って一定いらっしゃるんで、希望者の方がいらっしゃるのに、なかなかいざ探してみても見つからんぞということが、私が経験するだけでもいくつかありました。そのあたりどうするかなって思ったんです。特に現状生じていないということなのであればそれでいいのかなっていうのと、あと先ほどおっしゃっていた民間あっせん機関との連携で取り組むっていうところが、含まれるのかなっていうところがあって、計画の書きようとしてこれでよかったです。ただそういった問題が生じるということは、また意識していただければと思います。

○中村委員 これもこの計画に書き込むことなのかなということで、ちょっと迷う部分ではあるんですけども、親子の親子分離中の親子間の交流についてどうとらまえるかっていうところは、今、割と各地で問題になっているところではあって、アンケートを見ると、やはり施設入所してお子さんで、親に会いたいんだけどもなかなか会えていないということをアンケートで答えているお子さんもいらっしゃるので、そもそも親子交流についての項目は設けないということもあるのかもしれませんけれども、例えば、8ページ目の6(1)のところで言うと、家庭養育優先原則というところで、「入所期間ができるだけ短期にしましよう」っていう考えがありつつ、パーマネンシー保障というところで、「特別養子とともに積極的に考えていきます」っていう部分があって、ただその辺りのところっていうのが非常にケースとしては多いと思いますので、ただ分離中の親子関係のありようというところをどう見ていくのかというところは、割と今子ども相談所どういう方針ですかってか、意識持っていますかというところ、外部からも気になってるところではあります。ただ、どのように盛り込むかというと難しい部分もあるから、必ず書き込んでくださいっていうわけではないんですけども、ちょっと気になるところを申し上げたしだいです。

○伊藤座長 私もアンケートを見てちょっと気にはなってます。家族に会いたいっていう声があつたりとか、別の自治体で調査したときには、里親家庭に委託されてる子は、親に会いたいということを、里親には言えないみたいな。その里親さんへの遠慮があつてということで、会いたいというニーズは一定施設の子も里親家庭の子もあり、その措置中の子どもたちの面会交流を含めた親子関係を再構築に向けた取組みたいなところどうでしょうね。

○事務局 具体的にこういった取組っていうようなものではないのかもしれないんですけども、やっぱり家庭養育優先原則って事で、できるだけその実親家庭での養育をサポートしていくっていうところの視点はかなり子ども相談所の中にも根付いてきているかなというふうに思います。なので一時保護として分離したりとかあるいは施設入所という形で分離をしても、かなり以前であれば、施設に入ったら一段落っていうようなあの感覚がうちの職員の中にもあったかなというふうには思うんですけども、やはり一時保護の過程の中で、とかあるいは施設に入ったとしても最終親子再統合をどう目指していくのかみたいなところの親子交流の形であつたりとか、そういうたった視点はかなり方針会議でも議論されているというふうに思います。なかなかはっきりとした文言でどう書けるかっていうのは難しいですけれども、職員の中で意識が変わってきているっていうところはあるかと思います。ただアンケート調査で、その会えないって言っているこどもさんが実際どういう状況なのか実親さんが全く連絡がつかないっていうところなのか、連絡がついてて交流は来ていたけれども来なくなつたっていうことのかつていうのが、具体的な個別のケースとなるので、どういった事情で会えないっていうことを言ってるのかっていうところ。施設入所中の子どもに直接に行くときには、親への思いですとかあと、年1回ではないですけど訪問調査とかっていうところで、改めてその聞くっていうことは意識してできているかなとは思いますので、そこら辺施設の先生や里親さんのところで言いにくいところを子ども相談所の職員がいかに丁寧に拾っていくかっていうところは、職員のスキルアップも今後必要というふうには考えております。

○井上委員 施設としては感じますよ。親御さんにいろんな事情があって、会えないっていうことの方が多いです。犯罪を犯して収監されている親御さんとか、病気で長期入院されてる親御さんとか、お子さんをお預かりすると、そういうことがたくさん出てきますね。それと、もうちょっとで再統合できるのになつていう段階で、親御さんがどこかへ消えてしまうという親御さんも結構いらっしゃる。その度に子どもの心が傷ついていって、本当にかわいそうな思いをさすなって。

○神田委員 8のところで、2つ意見があります。「施設の小規模化」の項目なんですが

ど、まず9ページの一番下のところで、「職員の確保や育成が十分でない中では拙速に進めない」というところの視点もあるんですけども、施設への支援という観点、小規模化を進めるにあたって。今職員の確保や育成がこう大きな課題になっているという現実もありますし、この計画が進んで、施設措置のこどもが減ってくることになると、経営の大きな問題もある。いろんな意味で施設が大変な状況にある中で、協力をしていただいている。その施設を支援するという視点が文章に出てこないんです。そこが、とても大事なことなんです。それからもう1点は、10ページで「児童自立の修徳の中に2つの堺市の寮がある」というのも改めて実感したんですけど、児童心理治療施設については堺にないので、そこに言及はありません。大阪市の心理治療施設は、いっぱい全然入れない状況なんんですけど、児童心理治療施設は、特に書く必要がないのかという疑問がありますのでその2点お願ひします。

○事務局 1点目の施設の支援というところです。こここの部分については、各施設、養護施設の方から要望というところで、人材に関連する運営補助が欲しいというようなご要望であって、それを返せてる部分と返せてない部分があつたりもしますので、やってないということではないんです。ただ書ききれてないというところですので、その辺は意識して施設だけにお願いしてるという部分じゃなくて、堺市としての姿勢というか、そういったところも入れればなあというふうに思いますので、何らか書き足せればと思ってます。2つ目、児童心理治療施設の分です。「社会生活の適用が困難となった子どもについて」というところのフレーズが、児童心理治療施設に関連する内容のところです。あえて児童心理治療施設ということは入れなかったんですけども、入れない理由としては、児童心理治療施設が堺市で建設することや、民間の力でというようなところの部分がなかなか見込めないためです。策定要領の中で、児童自立児童心理という部分の指標を設けて書きなさいということにはなっていないんですけども、社会的養護を謳う上では、この2つの施設の何らかの記載というのは、我々の方としましても必要だというふうに思っていますので、書きぶりはこういう形になってますが、意識はさせていただいて、記載しております。

○伊藤座長 児童心理治療施設はどこの自治体も定員いっぱい、自分の自治体の子でもいっぱいなのに、なかなか他都市の子を受けにくいってことは聞きますので、それこそ児童養護施設の高機能化とか多機能化の中で、先ほどあった施設への支援といった、機能強化のバックアップの中で各養護施設でそういった社会生活の適応が困難となつたお子さんについても、堺の場合養護施設で見れるということができるようになりますということは必要なかなと思います。あと1つ目のところですね、私もこれ書きぶりの問題だと思うんですけど、9ページの下から上にかけて、「各施設の職員体制が安定したことと本市として確認できた上で進めます」っていうのが、なんか「施設で頑張って整

えてもらって、それを市が確認しますよ」みたいな感じで、ここに堺市としても何かこうサポートするみたいな意味合いの文言が使えるといいなと思いました。(1:29:08) あと児童自立支援施設については修徳の方に2舎を建てて、活用はしてるんですが、何人ぐらい入ってます。

○事務局 現状、実数は把握しておりません。

○伊藤座長 あとやっぱり児童心理治療施設は、医師とか治療スタッフの人事費とか人材確保の問題にどこの自治体も苦労、法人で苦労していくっていうところで、そのあたりを人材確保を含めた体制整備に行政としてどういうバックアップができるのかみたいなところで、引き続き検討課題と思います。伊藤の方からちょっと気になったところで、自立のところの18ページの指標のところに、1番ですね。「児童自立生活援助事業の実施箇所数」であって、括弧I型からIII型それぞれの入居人数ってあって、みたら10人ってなってて、これわかりにくいな、なんかI型で何人、II型で何人、III型で何人っていうふうな書きぶりがいいのかなっていうのが1つと、I型II型III型って何っていう説明が出てこないなと思ったんで、自立援助ホームのことは出てくるんですけど、10ページの方に戻ると、自立援助ホームのI型のことは書いてあるけど、II型とIII型のことは特に触れてない。

○事務局 用語集にはこの援助事業のI、II、IIIの説明はしているんですけど、先ほどの子ども家庭センターとか、同じようにわかりにくいのかもしれないなっていう認識がありますし、ここで10人で書いているのも、なかなかこれ見込むのが難しい。

○伊藤座長 どういう10人なの。

○事務局 I型が自立援助ホームの高校生が中心に入っています。10人のこのカウンターの仕方としてその高校生入れています。カウントしています。今4人入っていますので4、あとII型は児童養護施設で措置延長、20歳以上の方がそのまま施設に居続けるというような場合、これは稀におられますので、1人とか2人とか、里親・FHでも20才以上の方というところで、1~2人の予想、定員が自立援助ホームが6人というところでして、あとII型III型でどれぐらいかというところは、年によって違うし、子どもの状態によっても違うというところで、過去の実績でもって、10人程度で設定させていただいた。

○伊藤座長 年齢要件が緩和されたので、もっとこう使いやすくなつたっていうところで、前向きな数字でもいいのかなっていう印象があるのと、あと用語集にはI型、II型、

Ⅲ型あるんですけど、本文には出てきません。パブコメをするときに、実際に里親してるとかファミリーホームしてるとかこれ読むと思うのでⅢ型が自分ごとになって読んでいただいた方がいいかなあと思ったので、本文の方に、登場させた方がいいかなと思いました。

それでは本日用意していただいた案件は全て終了いたしましたが、その他がありますので、とりあえず、この懇話会の進行は事務局の方にお返ししたいと思います。(1:31:56)

○司会 伊藤座長ありがとうございました。また委員の皆様活発なご議論、本当にありがとうございました。それでは2のその他に移らせていただきます。連絡事項でございます。3点ございます。1つ目、会議録につきましては先日懇話会の資料と一緒に送付させていただいております。膨大な量になってございますけれども、修正が必要な箇所がございましたら、すいません10月の18日の金曜日までにご回答いただければ幸いでございます。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。2つ目です。次回の第5回の開催の予定ですけれども、パブリックコメント等をはさみますので、来年の3月頃に予定をしております。後日日程の調整をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。最後でございます。本日の資料につきましては、自席においてお帰りいただければと思います。ただ、あの持ち帰っていただいて結構な資料でございますので、その場合は、事務局まで一声かけていただければと思います。連絡事項は以上でございます。それでは本日の案件全て終了しましたというところで、本日の懇話会を、これで終了いたします。長時間にわたり本当にありがとうございました。